

1 趣旨

宗像地区（宗像市）では、平成 15・16・17 年度文部科学省委嘱事業「特別支援教育推進体制モデル事業」を実施し、小・中学校の通常の学級に在籍する学習障害等の児童生徒を含め、障害のある児童生徒への関係機関と連携した総合的な支援体制の整備を図ってきた。

今般、平成 18 年度文部科学省「特別支援教育体制推進事業」の委嘱を受け、モデル事業の成果や課題を踏まえ、対象を幼稚園及び高等学校へ拡大し、一層の支援体制の整備を図る。

2 事業内容

(1) 宗像地区地域特別支援連携協議会の設置

昨年度まで実施してきたモデル事業において、福岡教育事務所が主管していた「宗像地区地域特別支援連携協議会」の組織を基盤として、県立養護学校、県立高等学校、保健・福祉関係者、幼稚園関係者等で構成する支援組織を設置する。

(2) 専門家サポートチームの設置

LD、ADHD等に関する専門的知識を有する者、医学、心理学、教育学等の専門家で構成するサポートチームを設置する。

(3) 地域内幼稚園、小、中学校、高等学校等への訪問による支援

上記(1)の組織から、市内幼稚園、小、中学校等の要請に応じて、関係者等を派遣し、指導助言等を行う。さらに、必要に応じて、(2)の組織に依頼し、より専門的な支援を行う。また、高等学校における職員研修等への支援も行う。

3 事業の委嘱期間

平成 18 年度の 1 カ年。

4 経費

文部科学省からの委嘱費の範囲内で事業実施に必要な経費を充当する。

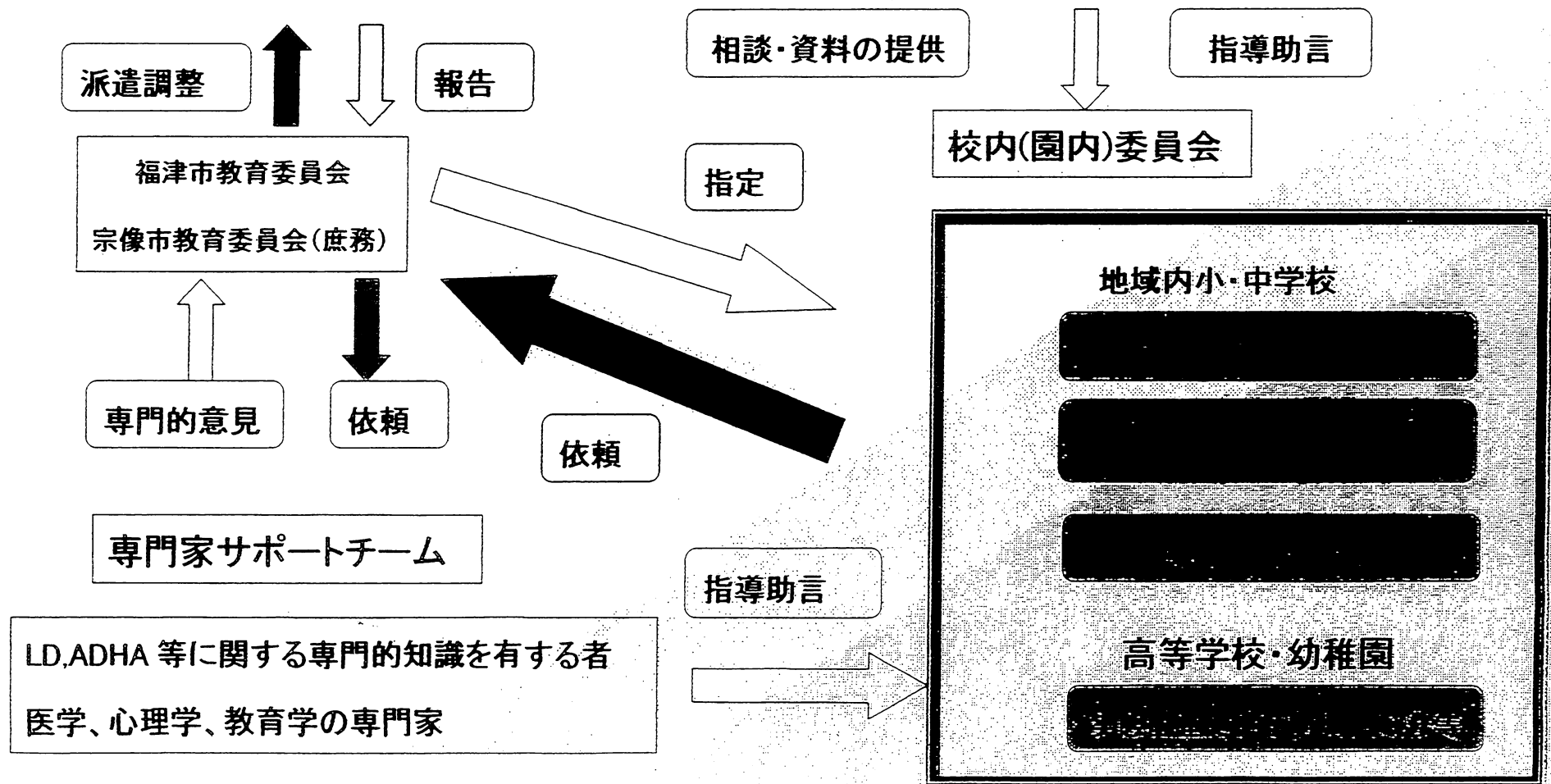
5 主なスケジュール

- 8 月 30 日（水） 第 1 回宗像地区地域特別支援連携協議会全体会
- 10 月～12 月 幼稚園、小、中学校、高等学校等への派遣、指導助言
(※ 毎月 1 回程度の派遣)
- 12 月下旬 第 2 回宗像地区地域特別支援連携協議会全体会（中間報告等）
- 1 月～2 月 幼稚園、小、中学校、高等学校等への派遣、指導助言
(※ 毎月 1 回程度の派遣)
- 3 月下旬 第 3 回宗像地区地域特別支援連携協議会全体会（本事業のまとめ）

宗像地区地域特別支援教育体制推進事業

宗像地区地域特別支援連携協議会

宗像市教育委員会、福津市教育委員会、県立養護学校、県立高等学校、
保健・福祉関係者、地域内幼稚園・小・中学校代表等



「宗像地区地域特別支援連携協議会」設置要綱

1 設置目的

宗像市・福津市を対象に、実務担当者レベルのネットワークを構築し、当該地域内の幼稚園、小・中学校及び近隣高等学校における、特別な教育的ニーズを有する児童生徒への支援を行うことを目的として、「宗像地区地域特別支援連携協議会（以下「協議会」という）」を置く。

2 事業内容

本協議会は、支援地域内の各幼稚園、小・中学校及び近隣高等学校からの要請に基づき、次の（１）～（４）の支援を行う。

- （１） 支援を要する児童生徒の指導内容・方法等に関する教育相談
- （２） 「個別の教育支援計画」作成に当たっての指導助言
- （３） W I S C - III、K - A B C等の各種検査やプロフィール作成等に関する助言
- （４） 各種情報提供等

3 組織

- （１） 協議会は、委員長、副委員長、及び委員で構成する。別表に掲げる関係機関に所属する職員の内から所属長の推薦に基づき、宗像市教育委員会教育長、福津市教育委員会教育長が協議して定めた教育長が委嘱する。
- （２） 委員長は、宗像市教育委員会主管課長をもって充てる。
- （３） 副委員長は、宗像地区小・中学校長をもって充てる。
- （４） 委員は、別表１に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会議

- （１） 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。
- （２） 委員長は、必要に応じて、協議会の構成員以外の者に会議への出席を求め、又はその意見を聞くことができる。

5 庶務

協議会の庶務は、宗像市教育委員会学校管理課において処理する。なお、高等学校との調整については、福岡県教育庁福岡教育事務所が行う。

6 附則

この要綱は、平成 18 年 月 1 日から施行し、平成 19 年 3 月 31 日まで効力を有する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。